○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県村上市小岩内字下山七八三の二、八〇三、字下小沢七九九から八〇二まで、八〇四、八〇五、八三七から八三九まで、八四四の一から八四四の四まで、八四五、八四六、八五〇から八五三まで、八六五、八六六の一、八六六の二、字小沢八一七、八一九、八二〇の一、八二〇の二、八二三、八二四、八三五、八三六、字大小沢八六一、八六二、字居沢八九一の一、八九一の二、八九二の一、九一一、字居浦九一二、九一三、九二三、九二六、九二七、一四六六から一四七五まで、一四八六から一四九六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字上羽出庭字赤木四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市伊吹字初鹿野一五三一の一、一五三二の一、一五三二の二、一五三二の九から一五三二の一二まで、一五三二の一一、一五三二の一一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市南小松字鳥帽子山一六三八から一六四〇まで、一六四二から一六四四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　香川県三豊市詫間町香田字上和田内三八の一七、三八の一八、三八の二三、三八の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年四月十六日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業３・３・５号富海大道線及び山口都市計画道路事業３・２・２号国道２号鋳銭司陶線

三　事業施行期間　自令和七年四月十六日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、縄手及び長通地内

使用の部分　なし

収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　山口県防府市大字台道字長尾、堂山、中内山、五島、山ノ口、中平、大平、椎ノ木、長平、西国木峠、国木峠、道ノ上、蔦ヶ谷、江合ケ浴、北道別、南土井山、堤下、先土井山、奥河内及び西奥河内並びに山口市鋳銭司字長尾、西長尾、長沢、笹尾、森ノ下、住吉原、縄手及び長通地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年四月十六日　国土交通大臣　中野　洋昌